

第 5 1 号議案

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び別表第 3 」を「、別表第 3 及び別表第 4 」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号」の次に「。以下「風営法」という。」を加え、同項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 別表第 4 に定める適用区域内においては、風営法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物を建築してはならない。

第 6 条中「5メートル以下」を「5メートル未満」に改める。

第 8 条第 1 項中「別表第 3 」の次に「及び別表第 4 」を、「83.0 平方メートル以上」の次に「（土地区画整理事業で換地面積が 83.0 平方メートル未満の場合は換地面積とする。）」を加える。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 に定める適用区域においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離の最低限度（以下「外壁の後退距離」という。）は、各沿道地区計画の計画図に示す壁面の位置の制限の数値とする。

第 1 0 条第 1 項中「この条例の規定（」の次に「第 3 条、第 8 条及び」を加える。

第 1 1 条第 1 項及び第 2 項中「及び別表第 3」を「、別表第 3 及び別表第 4」に改める。

第 1 4 条第 1 項の表以外の部分及び表 1 の項中「第 4 条」を「第 3 条」に改める。

別表第 1 の 5 の項中「平成元年 3 月 2 0 日足立区告示第 1 0 4 号）」を「平成 1 5 年 1 月 3 1 日足立区告示第 4 1 号）ア」に改める。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 2 条関係）

項	沿道地区計画
1	東京都市計画沿道地区計画足立区環状七号線 D 地区沿道地区計画（平成 1 5 年 1 月 3 1 日足立区告示第 4 1 号）イの区域

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

沿道地区計画区域内の建築物に係る制限を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。